

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和元年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月6日

徳島県監査委員	矢	田	等
同	近	藤	光男
同	井	関	佳穂理
同	岩	佐	義弘
同	山	西	国朗

令和元年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の対象	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査実施期間	1
5	監査の方法	2
6	監査の着眼点	2
第3	監査の結果	3
1	事実関係の確認	3
(1)	施設の概要及び関係法令に基づく手続状況	3
(2)	消防訓練等の実施	9
(3)	災害等発生時の対応マニュアルの作成	15
(4)	備品等の転倒・落下・移動防止対策	16
(5)	安全管理に関する職員研修	18
2	監査の意見等	21
(1)	関係法令に基づく手続状況	21
(2)	消防訓練等の実施	22
(3)	災害等発生時の対応マニュアルの作成	23
(4)	備品等の転倒・落下・移動防止対策	24
(5)	安全管理に関する職員研修	24
3	まとめ	25
参考資料	監査対象機関・施設一覧	26

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

県有施設の安全・安心について

2 選定理由

本県では、南海トラフ巨大地震や集中豪雨などの災害に対する備えが急務となっている。こうした中、災害等発生時に被害の拡大を防ぎ、県有施設の利用者や職員の安全を確保するためには、日頃から消防訓練等の実施や職員の危機管理意識の向上など、ソフト面の対策を講じておくことが重要である。

また、施設によっては、災害発生時に防災拠点や避難所としての役割を担うことから、施設内の備品等の転倒防止など安全対策についても、より高いレベルでの対応が求められる。

そこで、県有施設における取組等について監査し、今後のより適切かつ効果的な施設の安全・安心の確保に資することとした。

3 監査対象機関

監査対象機関の選定に当たっては、県の全ての機関を対象に、各機関が管理（※1）する施設（※2）の事前調査を行い、その結果を基に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者選任対象施設（129施設）を管理している機関（98機関）を選定した。

※1 「管理」には、直接管理のほか、指定管理者、施設管理受託者などによる管理を含む。

※2 原則として公有財産表の行政財産のうち、一般利用者、施設利用者が利用し、職員等が執務等を行っている施設をいう。

4 監査実施期間

この監査は、令和元年6月から令和2年2月までの間で実施した。

5 監査の方法

全ての監査対象機関に対し、消防法等の関係法令に基づく手続等の状況について記載した書面の提出を求め、提出された書面並びに一部聞き取り調査及び実地調査を基に監査を実施した。

6 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

- ・ 消防法等の関係法令に基づく手続は、適正に行われているか
- ・ 消防訓練等は、適切に実施されているか
- ・ 災害等発生時の対応マニュアルが作成され、適宜見直されているか
- ・ 施設内の備品等の転倒・落下・移動防止対策は、なされているか
- ・ 安全管理に関する研修について、実施又は参加は、なされているか

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 施設の概要及び関係法令に基づく手続状況

ア 施設の概要

消防法第2条第2項では、建築物やその他の工作物など、火災予防の主たる対象となるものが防火対象物とされている。

県有施設において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）別表第1に掲げる防火対象物（施設内の一部が防火対象物であるものを含む。）に該当する施設数は、120機関281施設であり、このうち、消防法第8条第1項の規定により、防火管理者を選任しなければならない施設数は、98機関129施設であった。

表1 県有施設における防火管理者選任対象施設数

部局	県有施設数		うち防火管理者選任	
		管理機関数	対象施設数	管理機関数
危機管理部	7	5	5	4
政策創造部	1	1	1	1
経営戦略部	5	5	4	4
県民環境部	16	10	10	6
保健福祉部	10	8	8	6
商工労働観光部	11	6	11	6
農林水産部	15	9	4	2
県土整備部	13	6	7	3
南部総合県民局	4	4	4	4
西部総合県民局	7	6	3	3
企業局	3	1	2	1
病院局	3	3	3	3
教育委員会	54	43	53	43
公安委員会	132	13	14	12
合計	281	120	129	98

- ・ 同一敷地内に2以上の建物があり管理権原者が同一である場合は、1施設として計上している。（防災センター・消防学校、城ノ内中学校・城ノ内高等学校、富岡東中学校・富岡東高等学校、川島中学校・川島高等学校、徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校）
- ・ 物産観光交流プラザは、他の機関が管理している防火管理者選任対象施設である。
- ・ 文化の森総合公園文化施設は、四館棟、図書館及び文書館の3施設として計上している。

防火対象物は、その用途や火災の危険性等を考慮して区分され、施行令別表第1におけるもののうち、劇場等不特定多数の者が出入りする施設又は病院、各種福祉施設、特別支援学校など火災が発生した場合に避難等に困難を伴い人命に多大な被害を出すおそれが十分にある施設は「特定防火対象物」、それ以外は「非特定防火対象物」に分類される。

監査対象施設129施設のうち、特定防火対象物は34施設、非特定防火対象物は95施設であった。

表2 防火対象物の区分

項 目	施設数	割 合
特定防火対象物	34	26.4%
非特定防火対象物	95	73.6%
計	129	100.0%

消防法第8条第1項の規定により、多数の者が出入りし、勤務する防火対象物の管理権原者は、建物の用途、規模及び収容人員により、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等、防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

さらに、消防法第36条において、火災以外の災害（地震、毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害）による被害の軽減のため、大規模・高層の防火対象物の管理権原者は、併せて防災管理者を定め、防災管理に係る消防計画を作成し、防災管理上必要な業務を行わせることになっている。

監査対象施設129施設のうち、併せて防災管理者選任対象施設となるのは、万代庁舎、中央病院、徳島科学技術高等学校及び警察本部の4施設であった。

表3 防火管理者の区分

項 目	施設数	割 合
防火管理者選任対象施設	125	96.9%
防火管理者及び防災管理者選任対象施設	4	3.1%
計	129	100.0%

イ 関係法令に基づく手続状況

(ア) 防火管理者選任届出書の提出

消防法第8条第2項の規定により、管理権原者は防火管理者を定めた場合は、遅滞なく所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長（以下「消防長等」という。）に届け出なければならないとされている。

なお、防火管理者の資格を有するためには、消防署等が開催する防火管理講習の課程を修了することなどが必要である。

監査対象施設のうち、全ての施設において、防火管理者選任届出書を提出していた。

表4 防火管理者選任届出書の提出状況

項 目	施設数	割 合
提出している	1 2 9	100.0%
提出していない	0	0%
計	1 2 9	100.0%

しかし、一部の施設において、人事異動に伴う防火管理者選任届出書の提出が必要であったにもかかわらず、長期間提出していない状況が続き、監査期間中に提出していたところがあった。

(イ) 消防計画作成（変更）届出書の提出

防火管理に係る消防計画は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）第3条第1項の規定により、防火管理者は管理権原者の指示を受けて防火に係る消防計画を作成し、消防計画作成（変更）届出書を消防長等に届け出なければならないとされ、また、変更したときも同様であるとされている。

監査対象施設のうち、全ての施設において、消防計画を作成し、提出しており、変更届出書についても提出していた。

表5 消防計画作成（変更）届出書の提出状況

項 目	施設数	割 合
提出している	1 2 9	100.0%
提出していない	0	0%
計	1 2 9	100.0%

しかし、一部の施設において、人事異動による管理権原者や防火管理者の変更が生じ、変更届出書の提出が必要であったにもかかわらず、長期間提出していない状況が続き、監査期間中に提出していたところがあった。

(ウ) 南海トラフ地震防災対策計画（防災規程）の作成

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特別措置法」という。）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域（県内は全域）で徳島県津波浸水想定図により浸水深30センチメートル以上の浸水が予想される地域において、特定の施設又は事業等を管理・運営している者は、南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）又は南海トラフ地震防災規程（以下「防災規程」という。）を作成して、知事等へ提出し、その写しを市町村長へ送付しなければならないとされている。

また、対策計画に定める事項として、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項がある。

監査対象施設のうち、対策計画又は防災規程の作成義務がある施設は58施設、作成義務がない施設は71施設であった。

対策計画とは、特別措置法第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関して作成を義務付けられた計画のことで、58施設のうち23施設が作成していた。

防災規程については、特別措置法第8条の規定により、対策計画に定める事項を消防法などの関係法令に基づく消防計画や予防規程、保安規程等に定めた部分のことをいい、33施設が定めていた。

なお、残りの2施設については、令和元年度末頃を目途に作成を進めている。

表6 対策計画又は防災規程の作成義務がある施設

項 目	施設数	割 合
作成義務がある	58	45.0%
作成義務がない	71	55.0%
計	129	100.0%

表 7 対策計画又は防災規程の作成状況

項 目	施設数	割 合
対策計画を作成している	23	39.7%
防災規程に定めている	33	56.9%
今後作成予定(作成中を含む)	2	3.4%
計	58	100.0%

(エ) 防火対象物の定期点検の実施及び報告

消防法第8条の2の2の規定に基づき、一定の防火対象物の管理権原者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告することが義務付けられている。

定期点検は、施行規則第4条の2の4の規定により、1年に1回行うものとされており、具体的な点検項目としては、防火管理者を選任しているか、消火・通報・避難訓練を実施しているか、避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか、消防法令の基準による消防用設備等が設置されているかなどである。

監査対象施設において、防火対象物の定期点検報告をしなければならない施設は20施設あり、平成30年度に点検報告を実施した施設は、16施設であった。

また、消防法令の遵守状況が優良な場合に、点検報告の義務が一定期間免除される「特例認定」の制度により、3施設が平成30年度の定期点検報告義務を免除されていた。

なお、1施設は、定期点検報告義務があるにもかかわらず、実施していなかった。

表 8 平成30年度防火対象物の定期点検の実施及び報告の状況

項 目	施設数	割 合
点検報告した	16	12.4%
特例認定を受けている	3	2.3%
点検報告していない	1	0.8%
対象外施設	109	84.5%
計	129	100.0%

平成30年度に防火対象物の点検をした16施設のうち、15施設は点検結果が基準に適合しており、1施設が基準に適合していなかった。

基準に適合しなかった理由は、避難経路等に障害となる物を置いていたためであり、点検後、対策を講じ、既に改善済みである。

また、防火対象物の定期点検報告が義務付けられていないが、自主的に隔年の点検報告を行っていた事例があった。

表 9 防火対象物点検の結果

項 目	施設数	割 合
基準に適合していた	1 5	93.7%
基準に適合していなかった	1	6.3%
計	1 6	100.0%

(オ) 消防用設備等定期点検の実施及び報告

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物については、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長等に報告することが義務付けられている。

点検には、機器点検と総合点検があり、点検の頻度は、機器点検は 6 月ごとに 1 回、総合点検は年に 1 回である。また、点検結果の報告は、施行規則第 31 条の 6 第 3 項により、特定防火対象物は 1 年に 1 回、非特定防火対象物は 3 年に 1 回報告しなければならないとされている。

監査対象施設のうち、全ての施設で定期点検報告を実施していた。

表 10 消防用設備等の点検状況

項 目	施設数	割 合
実施できている	1 2 9	100.0%
実施できていない	0	0%
計	1 2 9	100.0%

直近に実施した定期点検の結果について、消防用設備等に不良箇所がなかった施設は 6 6 施設、不良箇所があった施設は 6 3 施設であった。

表 11 消防用設備等の点検の結果

項 目	施設数	割 合
不良箇所なし	6 6	51.2%
不良箇所あり	6 3	48.8%
計	1 2 9	100.0%

不良箇所の内容は、主に誘導灯の電池不良や球切れ、消火器の有効期限切れ、消火栓ホースの劣化、防火設備の不具合、煙感知器・熱感知器の不良等であった。

不良箇所のあった63施設のうち44施設は、定期点検結果を基に修繕等対策を速やかに実施した結果、調査時点において全て改善済みであった。

改善できていない19施設においても、大半は、現在、改善に向けた取組を行っている。

表 1 2 主な不良箇所の内容（複数回答）

項 目	施設数
誘導灯	23
消火器・消火栓等消火設備	21
防火戸・防火扉等防火設備	9
煙感知器	7
熱感知器	5

（２）消防訓練等の実施

ア 消防訓練の状況

（ア）特定防火対象物の消防訓練

特定防火対象物については、施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされている。

特定防火対象物34施設のうち、平成30年度に消火訓練及び避難訓練を2回以上実施した施設は25施設、実施しなかった施設は9施設であった。

実施しなかった理由は、業務の都合、関係機関との日程調整の都合等のほか、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施すべきことへの認識が不足している事例があった。

表 1 3 平成30年度特定防火対象物の消防訓練実施状況

項 目	施設数	割 合
消火訓練及び避難訓練を2回以上実施した	25	73.5%
消火訓練及び避難訓練を2回以上実施しなかった	9	26.5%
消防訓練を実施していない	0	0%
計	34	100.0%

(イ) 非特定防火対象物の消防訓練

非特定防火対象物は、特定防火対象物のように消防訓練の内容及び回数について義務付けはないが、施行令第3条の2第2項により、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないとされている。

非特定防火対象物95施設のうち、平成30年度に消防計画に定めた回数及び内容で実施した施設は71施設であり、一部計画どおり実施しなかった施設は7施設、消防訓練を実施しなかった施設は17施設であった。

一部計画どおりに実施しなかった施設については、業務の都合や関係機関との日程調整の都合等によるものであった。

訓練を実施しなかった17施設のうち、10施設は業務の都合等の理由であったが、7施設については、消防計画上の消防訓練の回数が、隔年又は随時となっていた。

なお、これら7施設の多くは、消防訓練は実施していないが、災害対応訓練等を実施したり、地域の防災訓練に参加していた。

表14 平成30年度非特定防火対象物の消防訓練実施状況

項 目	施設数	割 合
計画どおり実施した	71	74.7%
一部計画どおり実施しなかった	7	7.4%
消防訓練を実施しなかった	17	17.9%
(うち消防計画上の回数が隔年又は随時と定められている施設)	(7)	—
計	95	100.0%

(ウ) 消防訓練の参加者

消防訓練の参加者については、消防訓練を実施した112施設のうち、施設の職員等のみの参加によるものは73施設、施設利用者も参加して実施した施設は24施設、職員等、施設利用者及び一般利用者が参加した施設は11施設、職員等に加え、近隣の施設職員や住民が参加した施設は4施設であった。

表 1 5 消防訓練参加者の状況

項 目	施設数	割 合
職員等のみ	7 3	65.2%
職員等，施設利用者	2 4	21.4%
職員等，施設利用者，一般利用者	1 1	9.8%
職員等，その他	4	3.6%
計	1 1 2	100.0%

職員等 職員，生徒，指定管理や警備・清掃業務等委託先事業所の従業員等

施設利用者 入所者，患者，入居団体の職員等（利用者が特定できる場合）

一般利用者 不特定多数の利用者

（エ）消防訓練時の消防署員の立会い

消防訓練には消防署員の立会いを受けることができるが，訓練を実施した 1 1 2 施設のうち，7 4 施設で立会いがあり，3 8 施設が立会いなしで実施していた。

表 1 6 消防訓練時の消防署員の立会いの状況

項 目	施設数	割 合
立会いあり	7 4	66.1%
立会いなし	3 8	33.9%
計	1 1 2	100.0%

（オ）消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導

消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導（講評・助言）については，8 5 施設において行われていた。

表 1 7 消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導状況

項 目	施設数	割 合
消防署から指導（講評・助言）あり	4 8	42.8%
施設責任者から指導（講評・助言）あり	2 0	17.9%
消防署及び施設管理者から指導（講評・助言）あり	1 7	15.2%
指導（講評・助言）なし	2 7	24.1%
計	1 1 2	100.0%

具体的な指導又は助言の内容については、次のとおりであった。

- ・ 訓練時の心構えや態度
- ・ 正しい消火器の使い方
- ・ 予告なしでの訓練が有効
- ・ 初期消火の重要性
- ・ 拡声器，トランシーバーの使用 等

表 1 8 消防署又は施設責任者からの指導（講評・助言）の状況
（指導内容については，複数回答）

項 目	内 容	施設数	割 合
おおむね適正	何も指導なし	5 9	69.4%
	併せて助言あり	8	9.4%
	（訓練態度）	（5）	—
	（訓練時間）	（2）	—
	（避難方法）	（2）	—
	（防火設備）	（1）	—
	（その他）	（1）	—
指導あり		1 8	21.2%
	（避難方法）	（5）	—
	（消火設備の使用）	（4）	—
	（訓練態度）	（3）	—
	（防火設備）	（2）	—
	（その他）	（7）	—
計		8 5	100.0%

（カ）消防訓練の事後検証

消防訓練の事後検証については，消防訓練を実施した 1 1 2 施設のうち，8 4 施設で行っていた。事後検証の方法については，反省会，訓練後の聞き取り，訓練参加者へのアンケート等によるものであった。

表 1 9 消防訓練の事後検証の状況

項 目	施設数	割 合
行っている	8 4	75.0%
行っていない	2 8	25.0%
計	1 1 2	100.0%

(キ) 訓練結果を踏まえた訓練内容の見直し

これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しについては、８９施設で行っていた。

見直しの主なものは、次のとおりであった。

- ・ 出火場所の変更及びそれに対応した避難経路による訓練
- ・ 起震車体験，ダミー人形で担架搬送体験
- ・ 外国人観光客向けに英語での避難誘導
- ・ 消火器操作訓練回数の増加
- ・ 搬送患者数の変更
- ・ 消火栓による散水訓練
- ・ シューターによる訓練の追加 等

表２０ これまでの訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しの状況

項 目	施設数	割 合
行っている	８９	79.5%
行っていない	２３	20.5%
計	１１２	100.0%

イ 消防訓練以外の訓練の状況

消防訓練以外の災害や事件・事故等を想定した訓練については、１１１施設で実施していた。

表２１ 消防訓練以外の訓練の実施状況

項 目	施設数	割 合
実施した	１１１	86.0%
実施していない	１８	14.0%
計	１２９	100.0%

その主な内容は、地震や津波，大雨を想定した災害対応訓練が８２施設，救命・ＡＥＤ，救護対応訓練が４１施設，不審者対応訓練が２１施設，事件・事故対応訓練が１５施設などであった。

また、炊き出し訓練や、生徒の捜索及び緊急対応訓練等を行った施設もあった。

表 2 2 訓練の内容（複数回答）

項 目	施設数
災害対応	8 2
救命・A E D，救護対応	4 1
不審者対応	2 1
事件・事故対応	1 5
その他	1 1

ウ 事後検証による安全対策の実施状況

過去の訓練における反省点や改善点については，8 0施設において，その後の施設の安全対策に反映させていた。

主な内容は，次のとおりであった。

- ・ 避難経路の分散化
- ・ 備品の置き場所を改めることによる，より安全な避難経路の確保
- ・ 避難経路図の見直し，避難経路上への誘導指示版の貼付
- ・ 災害等発生時における対応マニュアルの見直し
- ・ A E D設置数増加，設置場所の変更 等

表 2 3 事後検証による安全対策の実施状況

項 目	施設数	割 合
実施した	8 0	62.0%
実施していない	4 9	38.0%
計	1 2 9	100.0%

エ 地域で行われている消防訓練・防災訓練等への参加状況

地域で行われている消防訓練や防災訓練等への参加については，4 9施設が平成3 0年度又は過去に参加しており，市町村や近隣施設と連携した訓練を行っていた。

表 2 4 地域で行われている訓練への参加状況

項 目	施設数	割 合
平成30年度に参加した	4 0	31.0%
平成30年度は参加していないが，過去に参加したことがある	9	7.0%
参加していない	8 0	62.0%
計	1 2 9	100.0%

(3) 災害等発生時の対応マニュアルの作成

ア 対応マニュアルの作成状況

消防計画以外の災害等発生時における対応マニュアルについては、113施設で作成しており、その内容は災害対応、事件・事故対応、不審者対応、緊急時対応や爆発予告電話対応等であった。

マニュアルを作成していない施設の中には、消防計画のなかで震災やその他の災害、事件・事故等に係る対応を含めて作成することで、危機管理対応の一元化を図っている施設があった。

表2-5 対応マニュアルの作成状況（マニュアルの内容は複数回答）

項 目	施設数	割 合
作成している	113	87.6%
（災害対応）	(110)	—
（事件・事故対応）	(45)	—
（不審者対応）	(38)	—
（その他、緊急時対応、爆発予告電話対応など）	(6)	—
作成していない（作成中も含む）	16	12.4%
計	129	100.0%

イ 対応マニュアルの改正状況

対応マニュアルの改正については、マニュアルを作成している113施設のうち、83施設が必要に応じて改正を行っていた。

改正内容については、防災体制（職員・組織）の変更、緊急時対応（津波・地震対策等）の充実、避難経路や避難場所の見直し等であった。

改正の理由については、人事異動に伴う担当者等の変更、法令・ガイドラインにおける基準の見直し等を受けての変更、避難経路の変更等であった。

表2-6 マニュアルの改正の有無

項 目	施設数	割 合
改正あり	83	73.5%
改正なし	30	26.5%
計	113	100.0%

ウ 対応マニュアルの内容の点検状況

対応マニュアルの内容点検については、マニュアルを作成している 113 施設のうち、110 施設が定期的又は不定期に内容点検を行っていた。

マニュアルの職員等への周知は、回覧や会議や資料の配布等で行っていた。

表 2 7 対応マニュアルの定期的な内容点検の状況

項 目	施設数	割 合
定期	6 9	61.0%
不定期	4 1	36.3%
行っていない	3	2.7%
計	1 1 3	100.0%

(4) 備品等の転倒・落下・移動防止対策

ア 備品等の転倒・落下・移動防止対策の状況

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策については、84 施設が全て対策済み、45 施設が一部対策ができていない状況であった。

表 2 8 備品等の転倒・落下・移動防止対策の状況

項 目	施設数	割 合
全て対策済みである	8 4	65.1%
一部対策ができていない	4 5	34.9%
全く対策ができていない	0	0%
計	1 2 9	100.0%

対策ができていない部分は、棚、ロッカー等の固定であったが、その多くは危険度の高いところから優先的に対策を進めている状況であった。

表 2 9 対策が一部できていない理由（複数回答）

項 目	施設数
対策中	3 7
費用と労力がかかり困難	7
対策を行う時間的な余裕がない	3
その他（移動させて使用するため固定できない）	1

イ 毒物・劇物，危険物，有害物の転倒・落下・移動防止対策の状況

監査対象機関のうち，毒物・劇物，危険物，有害物（以下，「毒物等」という。）を保有している施設は70施設あり，そのうち半数の35施設が県立学校であった。

実地調査を行った県立学校では，全ての施設で取扱責任者を置き，薬品保管庫の安全管理を行っていたが，一部の施設の保管庫において，転倒防止金具等による壁・床への固定等の転倒防止措置をしていない事例があった。また，保管庫内のパーティションを設置しておらず，地震により想定を超えた揺れが生じた場合，保管庫内部で薬品が散乱・破損するおそれがあった。

なお，これらについては，監査期間中に対策を講じており，既に改善済みとなっている。

表30 毒物等の取扱状況

項 目	施設数	割 合
保有あり	70	54.3%
保有なし	59	45.7%
計	129	100.0%

毒 物 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1及び毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第1条に指定されているもの

劇 物 毒物及び劇物取締法別表第2及び毒物及び劇物指定令第2条に指定されているもの

危険物 ・ 消防法別表第1に定められる物品について，危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に規定される数量以上を保有していた日数が，一日でもあったもの
 ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条及び同法施行令（平成9年政令第20号）第1条により定められる高圧ガス ※空調機器の冷媒ガスは除く

有害物 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に定められる特定化学物質及び同施行令別表第6の2に定められる有機溶剤

表31 毒物等の転倒・落下・移動防止対策の状況

項 目	施設数	割 合
全て対策できている	70	100.0%
一部対策ができていない	0	0%
全く対策ができていない	0	0%
計	70	100.0%

(5) 安全管理に関する職員研修

ア 平成30年度に実施又は参加した安全管理に関する職員研修の状況

(ア) 職場で実施した研修

平成30年度において職場における安全管理に関する職員研修は114施設で実施し、過去の実施分も含めると121施設において実施していた。

研修の内容は、AEDの操作や心肺蘇生法を学ぶ救命講習会、災害対応研修、交通安全等講習会などであった。

研修を実施していない理由は、業務多忙、日程の都合、災害等の訓練において実施しているなどであった。

表3-2 施設で実施した安全管理に関する研修の実施状況（研修内容は複数回答）

項 目	施設数	割 合
平成30年度に実施した	114	88.4%
（施設の安全管理に関する研修）	（77）	—
（施設利用者の安全管理に関する研修）	（74）	—
（その他、安全管理に関する研修）	（47）	—
平成30年度は実施していないが、過去に実施したことがある	7	5.4%
実施したことがない	8	6.2%
計	129	100.0%

(イ) 県のお所属が開催する研修への参加

平成30年度において県のお所属が開催する職員研修へ59施設が参加し、過去の参加分も含めると、70施設において参加していた。

研修の内容は、交通安全研修や安全運転管理者講習会、救命講習会、AED講習会が主であり、県立学校では、教育委員会が主催する学校防災研修会への参加が多かった。

研修に参加していない理由は、業務多忙、日程の都合が多いが、自所属で対応している、研修スケジュールを把握できていないなどの理由もあった。

表 3 3 県のお所属が開催する研修への参加状況（研修内容は複数回答）

項 目	施設数	割 合
平成30年度に参加した	5 9	45.7%
（施設の安全管理に関する研修）	（ 2 6 ）	—
（施設利用者の安全管理に関する研修）	（ 1 7 ）	—
（その他，安全管理に関する研修）	（ 3 6 ）	—
平成30年度は参加していないが，過去に参加したことがある	1 1	8.6%
参加したことがない	5 9	45.7%
計	1 2 9	100.0%

（ウ）県以外の機関が開催する研修への参加

平成30年度において県以外の機関が開催する職員研修へ55施設が参加し，過去の参加分も含めると，67施設において参加していた。

研修の内容は，一般財団法人日本防火・防災協会や市町村が実施する防火管理講習会への参加が多く，続いて交通安全協会等が実施する交通安全等研修，消防団等が実施する救命講習会，地域で行われる防災訓練等への参加が多い状況であった。

研修に参加していない理由は，業務多忙，日程の都合が多いが，自所属で対応している，研修スケジュールを把握できていないなどの理由もあった。

表 3 4 県以外の機関が開催する研修への参加状況（研修内容は複数回答）

項 目	施設数	割 合
平成30年度に参加した	5 5	42.6%
（施設の安全管理に関する研修）	（ 3 3 ）	—
（施設利用者の安全管理に関する研修）	（ 2 0 ）	—
（その他，安全管理に関する研修）	（ 1 5 ）	—
平成30年度は参加していないが，過去に参加したことがある	1 2	9.3%
参加したことがない	6 2	48.1%
計	1 2 9	100.0%

(エ) 実施又は参加している研修の頻度

安全管理に関する研修については、127施設で実施又は参加していた。

表3-5 実施又は参加している研修の頻度

項 目	施設数	割 合
毎年度、定期的に実施又は参加している	89	69.0%
不定期に実施又は参加している	38	29.4%
実施したことがない又は参加したことがない	2	1.6%
計	129	100.0%

2 監査の意見等

県有施設の安全・安心のため、消防法等の関係法令に基づく手続や、平成30年度における消防訓練の実施状況等について監査した結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において改善を要する事項があった。

監査の着眼点を踏まえた監査委員の意見は、次のとおりである。

(1) 関係法令に基づく手続状況

ア 防火管理者選任届出書の提出

消防法においては、一定の要件を満たす防火対象物について、防火管理者を選任し、遅滞なく消防長等へ届け出なければならないとされている。

監査対象施設である防火管理者選任対象施設129施設の全てにおいて、防火管理者選任届出書が提出されていた。しかし、一部の施設で、防火管理者の変更が生じたにもかかわらず、長期間、選任届出書が提出されていない施設があった。

今後とも、関係法令を遵守し、人事異動等で防火管理者の変更が生じた場合には、防火管理業務の引継ぎを徹底するとともに、遅滞なく消防長等へ届け出られたい。

なお、新たに防火管理者の資格を有する者が必要となった場合には、防火管理講習の受講などにより、速やかに資格を取得されたい。

イ 消防計画作成（変更）届出書の提出

防火管理者は、消防計画を作成し、消防長等に届け出るとともに、消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施並びに消防用設備等の点検整備など、防火管理上必要な業務を行うものとされている。

防火管理者選任対象施設の全てにおいて、消防計画が提出されていた。しかし、一部の施設で長期間、消防計画が提出されていない施設があった。

今後とも、施設の現況に合わせて、必要に応じ、適切に消防計画の見直しを行うとともに、管理権原者、防火管理者が変更した場合や、その他消防計画の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに消防長等へ消防計画作成（変更）届出書を提出されたい。

ウ 南海トラフ地震防災対策計画（防災規程）の作成

特別措置法に基づき、監査対象施設のうち58施設（45.0%）で、対策計画又は防災規程の作成が義務付けられている。そのうち、56施設（96.6%）で既に作成されており、作成中又は今後作成予定の2施設（3.4%）においても、令和元年度末頃を目途に作成される予定である。

今後は、対策計画等の点検を定期的に行うとともに、適宜見直し、地震、津波対策に万全を期すよう努められたい。

エ 防火対象物の定期点検報告の実施及び報告

特定用途の防火対象物は、収容人員や建物の階段の数等によって防火対象物の定期点検報告が必要な施設があり、監査対象施設のうち20施設（15.5%）が該当する。

監査の結果、防火対象物の定期点検報告ができていない施設があった。

[改善を要する事項]

一定規模の特定用途の防火対象物においては、定期点検を実施し、消防長等に報告する義務があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。（板野支援学校）

オ 消防用設備等の定期点検報告の実施及び報告

消防用設備等については、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が行われる必要があり、消防法の規定により定期的な点検と消防長等への報告が義務付けられている。また、点検の結果、不良箇所があれば、速やかに改善することが必要である。

定期点検業務については、全ての監査対象施設において委託等により適正に実施され、維持管理が図られていた。また、不良箇所のあった63施設（48.8%）のうち44施設（69.8%）については、速やかに改善されていたが、改善までに時間を要するところも一部の施設で見受けられた。

今度とも、関係法令を遵守し、定期的な点検の実施及び消防長等への報告を行うとともに、不良箇所については、速やかに改善を行い、安全管理の徹底に努められたい。

（2）消防訓練等の実施

ア 特定防火対象物の消防訓練

特定防火対象物については、施行規則において、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施しなければならないとされている。

特定防火対象物である施設34施設のうち9施設（26.5%）で、法令に定められた回数どおりに実施できていない施設があった。

業務の都合で実施回数が1回になった場合や、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施することが消防計画に定められていないなど法令で回数が定められている

という認識が不足していると思われる事例も見受けられた。

[改善を要する事項]

特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。

徳島ビル，中央こども女性相談センター，郷土文化会館，発達障がい者総合支援センターアイリス，物産観光交流プラザ，牟岐少年自然の家，国府支援学校，阿南支援学校ひわさ分校，池田支援学校

イ 非特定防火対象物の消防訓練

非特定防火対象物については、法令で消防訓練の回数は定められていないが、消防計画に定めた回数を実施しなければならないとされている。

非特定防火対象物である施設95施設のうち、消防計画に定めた回数又は訓練自体が実施されなかった施設は、24施設（25.3%）であった。

業務の都合や関係機関との日程調整の都合等により訓練の回数が2回から1回になったという施設が大半であったが、一部では、消防計画に定められているにもかかわらず、1回も実施されていないという施設も見受けられた。

火災発生時には想定外の事態も起こりうることから、様々な場面を想定し、初期消火・通報連絡・避難の一連の動作を繰り返し行い、実際に被災した場合に職員等が冷静な判断と迅速な行動ができるよう、訓練の機会を確保されたい。

また、訓練は可能な限り、地域住民や関係機関との連携を図り、災害発生時を想定した内容となるよう努められ、訓練後は事後検証や訓練内容の見直しを行い、訓練や安全対策の充実を図られたい。

（3）災害等発生時の対応マニュアルの作成

職員や施設利用者の安全を確保するために、災害や事件・事故等の不測の事態が発生した際に、的確に対処できるよう対応マニュアルを作成することが重要である。

監査対象施設のうち113施設（87.6%）では、災害対応や事件・事故対応及び救命救急などのマニュアルが作成されており、一部の施設では、消防計画の中に災害や事件・事故への対応を組み込み、マニュアルの一元化が図られているところもあった。

施設の現況に合わせて、必要なマニュアルの作成、マニュアルの改正や定期的な内容の点検を行い、災害等発生時に冷静に対応できるよう備えられたい。

また、マニュアルを作成しても職員への周知が不十分では、適切な対応ができず、被害を最小限に抑えることはできない可能性があるため、全職員への周知を徹底されたい。

(4) 備品等の転倒・落下・移動防止対策

ア 備品等の転倒・落下・移動防止対策

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策は、地震発生時において、職員や施設利用者等の安全確保を図るとともに、発生後速やかに災害応急体制へ移行できるようにするために必要である。

転倒・落下・移動防止対策が全くなされていない施設はなかったものの、全て対策済みの施設は84施設（65.1%）、一部対策がなされていない施設は45施設（34.9%）であった。

施設利用者が立ち入る場所や職員の執務室、避難経路に当たる場所において、転倒・落下・移動防止対策がなされていない備品等がある施設については、優先順位も考慮しつつ、必要な対策を進められたい。

イ 毒物等の転倒・落下・移動防止対策

毒物等については、保管や災害時の措置等を誤ると施設利用者や職員等に重大な危害を及ぼすおそれがあるため、適切な保管や管理を行う必要がある。

毒物等を保有している施設は70施設（54.3%）であり、転倒・落下・移動防止対策が全くなされていない施設はなかったものの、一部の施設において、薬品保管庫の壁・床への固定等の転倒防止措置や保管庫内部に仕切り等による薬品の転倒防止措置が不十分であった事例が見受けられた。なお、これらは、監査期間中に改善されている。

災害時における毒物等の流出などによる二次災害の防止を図るため、転倒・落下・移動防止対策の点検を行うとともに、長期間使用されておらず、今後使用する見込みのない毒劇等については廃棄処分も検討し、より厳重な安全対策を講じられたい。

(5) 安全管理に関する職員研修

災害発生時においては、被害を最小限に抑えるために、職員等の迅速な対応が求められるため、施設や利用者の安全に係る研修を実施又は参加し、安全管理に関する知識や技術を身に付けておく必要がある。

安全管理に関する研修については、監査対象施設のうち127施設（98.4%）で実施又は参加されていた。

職員等が日頃から災害等により生じる事態や対策の留意点等に関する知識を身につけるよう努められたい。また、他所属や県以外の機関が主催の研修にも積極的に参加し、職員間での研修内容の共有を図られたい。

3 まとめ

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70から80パーセントの高い確率で発生すると想定されており、また、局地的な集中豪雨や猛烈な台風などによる災害も増加している。

今回監査対象となった施設は、災害発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となり、人命を守るという大きな役割を果たす施設が多く含まれている。災害時に被害を最小限に抑えるために、日頃から関係機関との連携のもと、効果的な消防訓練等を実施し、職員の防災に関する意識を高め、利用者の安全・安心を確保することが重要である。

また、消防計画やマニュアルを施設の現況に合わせて適宜整備するとともに、職員への周知を図ることで、災害や事件・事故等不測の事態が生じた場合にも適切に対応できるよう努められたい。

今回の監査を行った結果、法令に基づく手続が遅延しているものや、備品等の安全管理措置が一部未対策であるという事例が見受けられたが、これらについては、監査実施期間中に、多くの施設が対策を講じ、既に一定程度の改善が図られたところである。

今後とも、利用者や職員が安心して県有施設を利用できるよう、県有施設の安全管理に、より一層積極的に取り組むよう努められたい。

監査対象機関・施設一覧

部局	機関名	防火管理者選任対象施設	消防法に規定する防火対象物の用途区分	防火及び防災管理者選任対象施設	避難所(※)等指定状況
危機管理部	とくしまゼロ作戦課	南部防災館	非特定		
		西部防災館	非特定		
	防災人材育成センター	防災センター・消防学校	非特定		
	消費者くらし政策課	鳴門合同庁舎	非特定		○
	動物愛護管理センター	動物愛護管理センター	非特定		
政策創造部	関西本部	徳島ビル	特定		
経営戦略部	自治研修センター	自治研修センター	非特定		
	管財課	万代庁舎	非特定	○	○
	東部県税局＜徳島＞	徳島合同庁舎	非特定		○
	東部県税局＜吉野川＞	吉野川合同庁舎	非特定		
	次世代育成・青少年課	青少年センター	特定		○
県民環境部	中央こども女性相談センター	中央こども女性相談センター	特定		
	環境首都課	佐那河内いきものふれあいの里	非特定		
	県民文化課	郷土文化会館	特定		○
		文学書道館	非特定		
		阿波十郎兵衛屋敷	非特定		
	スポーツ振興課	中央武道館	特定		○
		鳴門総合運動公園	特定		○
		蔵本公園	特定		○
	文化資源活用課	埋蔵文化財総合センター	非特定		
保健福祉部	保健福祉政策課	総合福祉センター	非特定		○
	総合看護学校	総合看護学校	非特定		○
	障がい福祉課	障がい者交流プラザ	特定		○
	発達障がい者総合支援センター	発達障がい者総合支援センター ハナミズキ	特定		○
		発達障がい者総合支援センター アイリス	特定		
	東部保健福祉局＜徳島保健所＞	徳島保健所庁舎	非特定		○
		小松島県民サービスセンター	非特定		
	東部保健福祉局＜吉野川保健所＞	吉野川保健所庁舎	非特定		
商工労働観光部	工業技術センター	工業技術センター	非特定		
	中央テクノスクール	中央テクノスクール	特定		
	南部テクノスクール	南部テクノスクール	非特定		
	西部テクノスクール	西部テクノスクール	非特定		○
	観光政策課	物産観光交流プラザ	特定		○
		徳島とくとくターミナル	特定		
	にぎわいづくり課	大鳴門橋架橋記念館	非特定		
		産業観光交流センター	特定		○
		美馬野外交流の郷	特定		
		あすたむらんど	特定		
		渦の道	特定		
農林水産部	林業戦略課	神山森林公園	特定		
		高丸山千年の森	非特定		
	農林水産総合技術支援センター	農林水産総合技術支援センター	非特定		○
	経営研究課	木材利用創造センター	非特定		
県土整備部	都市計画課	日峯大神子広域公園	非特定		
		鳴門ウチノ海総合公園	非特定		○
		月見ヶ丘海浜公園	特定		
		南部健康運動公園	特定		
	次世代交通課	航空旅客取扱施設	非特定		○
	東部県土整備局＜徳島＞	東部県土整備局徳島庁舎	非特定		
		沖洲マリナーミナル	非特定		

部局	機関名	防火管理者選任対象施設	消防法に規定する防火対象物の用途区分	防火及び防災管理者選任対象施設	避難所(※)等指定状況
南部総合県民局	南部総合県民局 地域創生部＜美波＞	南部総合県民局美波庁舎	非特定		○
	南部総合県民局 地域創生部＜阿南＞	南部総合県民局阿南庁舎	非特定		○
	南部総合県民局 保健福祉環境部＜阿南＞	南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎	非特定		○
	南部総合県民局 県土整備部＜那賀＞	南部総合県民局那賀庁舎	非特定		
西部総合県民局	西部総合県民局 地域創生部＜美馬＞	西部総合県民局美馬庁舎	非特定		
	西部総合県民局 地域創生部＜三好＞	西部総合県民局三好庁舎	非特定		
	西部総合県民局 保健福祉環境部＜美馬保健所＞	美馬保健所庁舎	非特定		
企業局	経営企画戦略課	総合管理推進センター	非特定		
		川口ダム管理所	非特定		
病院局	中央病院	中央病院	特定	○	
	三好病院	三好病院	特定		
	海部病院	海部病院	特定		
教育委員会	生涯学習課	牟岐少年自然の家	特定		○
	二十一世紀館	文化の森総合公園文化施設 (博物館・鳥居龍蔵記念博物館・ 近代美術館・二十一世紀館)	非特定		
		文化の森総合公園文化施設 (図書館)	非特定		
		文化の森総合公園文化施設 (文書館)	非特定		
	総合教育センター	総合教育センター	非特定		
	城ノ内中学校	城ノ内中学校・高等学校	非特定		○
	城ノ内高等学校				
	富岡東中学校	富岡東中学校・高等学校	非特定		○
	富岡東高等学校				
	川島中学校	川島中学校・高等学校	非特定		○
	川島高等学校				
	城東高等学校	城東高等学校	非特定		○
	城南高等学校	城南高等学校	非特定		○
	城北高等学校	城北高等学校	非特定		○
	徳島北高等学校	徳島北高等学校	非特定		○
	城西高等学校	城西高等学校	非特定		○
		城西高等学校神山校	非特定		○
	徳島科学技術高等学校	徳島科学技術高等学校	非特定	○	○
		徳島寮	非特定		
	徳島商業高等学校	徳島商業高等学校	非特定		○
	徳島中央高等学校	徳島中央高等学校	非特定		○
	小松島高等学校	小松島高等学校	非特定		○
	小松島西高等学校	小松島西高等学校	非特定		○
		小松島西高等学校勝浦校	非特定		○
	(富岡東高等学校)	富岡東高校羽ノ浦校	非特定		○
	富岡西高等学校	富岡西高等学校	非特定		○
	阿南光高等学校	阿南光高等学校	非特定		○
		阿高光高等学校(新野キャンパス)	非特定		○
		阿南寮	非特定		
	那賀高等学校	那賀高等学校	非特定		○
	海部高等学校	海部高等学校	非特定		○
	鳴門高等学校	鳴門高等学校	非特定		○

部局	機関名	防火管理者選任対象施設	消防法に規定する防火対象物の用途区分	防火及び防災管理者選任対象施設	避難所(※)等指定状況
教育委員会	鳴門渦潮高等学校	鳴門渦潮高等学校	非特定		○
	板野高等学校	板野高等学校	非特定		○
	阿波高等学校	阿波高等学校	非特定		○
	名西高等学校	名西高等学校	非特定		○
	吉野川高等学校	吉野川高等学校	非特定		○
		吉野川高等学校(土成農場)	非特定		
	阿波西高等学校	阿波西高等学校	非特定		○
	穴吹高等学校	穴吹高等学校	非特定		
		美馬東部寮	非特定		
	脇町高等学校	脇町高等学校	非特定		
	つるぎ高等学校	つるぎ高等学校	非特定		○
		池田高等学校	非特定		○
	池田高等学校	池田高等学校辻校	非特定		○
		池田高等学校三好校	非特定		○
	徳島視覚支援学校	徳島視覚支援学校・	特定		○
	徳島聴覚支援学校	徳島聴覚支援学校			
	板野支援学校	板野支援学校	特定		
	国府支援学校	国府支援学校	特定		○
	鴨島支援学校	鴨島支援学校	特定		
	ひのみね支援学校	ひのみね支援学校	特定		○
	阿南支援学校	阿南支援学校	特定		○
		阿南支援学校ひわさ分校	特定		○
	池田支援学校	池田支援学校	特定		
		池田支援学校美馬分校	特定		
	みなと高等学園	みなと高等学園	特定		○
公安委員会	拠点整備課	警察本部	非特定	○	
	運転免許課	運転免許センター	非特定		○
	徳島中央警察署	徳島中央警察署	非特定		
	徳島名西警察署	徳島名西警察署	非特定		
	徳島板野警察署	徳島板野警察署	非特定		
		徳島板野警察署板野庁舎	非特定		
	鳴門警察署	鳴門警察署	非特定		
	小松島警察署	小松島警察署	非特定		
	阿南警察署	阿南警察署	非特定		
	牟岐警察署	牟岐警察署	非特定		
	阿波吉野川警察署	阿波吉野川警察署	非特定		
		阿波吉野川警察署阿波庁舎	非特定		
	美馬警察署	美馬警察署	非特定		
	三好警察署	三好警察署	非特定		
	監査対象機関計	監査対象施設計	特 定 34 非特定 95	4施設	62施設
	98 機関	129 施設			

※指定緊急避難場所、指定避難所、補助避難所及び福祉避難所